

◎新潟県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年8月1日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 加茂市幸町1丁目4番4号 石附 新一

退任年月日 令和7年6月30日